

## 介護サービス事業所・施設等に対するサービス継続支援事業に係る個別協議について

### 1 個別協議について

集団感染等が発生した場合のかかり増し経費について、実施要綱に定める基準単価では、介護サービスを継続して提供することが困難となる場合に、山口県介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)第4条第3項に基づく個別協議により、承認を受けた介護サービス事業所等に対して、補助額の上乗せを行う。

### 2 個別協議の対象事業所及び施設

#### (1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

- ① 集団感染(※)が起きた場合
- ② ①ではないが、一定期間の間に連続して感染者が発生した場合
- ③ ①及び②以外の場合で、感染者が発生した施設において一定期間経過後に再度感染者が発生した場合。

※ 同時期に同施設等で複数の感染者や濃厚接触者が発生した場合

#### (2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

- ① (1)の①～③に該当する事業所・施設と連携した事業所・施設
- ② ①以外の場合で、複数の事業所・施設と連携した事業所・施設

### 3 引き上げ額

- (1) 個別協議の対象となる事業所・施設(2(1)①～③及び(2)①、②に該当)は、実施要綱に定める基準単価に3を乗じた額まで引き上げることが可能。
- (2) (1)による引き上げ額では、介護サービスを継続して提供することが困難である特別な事情がある場合は、特別協議により(1)に加えて引き上げが可能。

### 4 個別協議資料の作成

5の留意事項に基づき、「個別協議書」を作成し、長寿社会課介護保険班([kaigohoken@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:kaigohoken@pref.yamaguchi.lg.jp))あて提出すること。

### 5 留意事項

- (1) 協議資料の作成にあたっては、実施要綱及び山口県介護保険事業費補助金(令和2年度補正予算分)交付要綱に基づくこと。
- (2) 個別協議については、毎月1回を目安として定期的な協議を行う予定であること。

### 6 提出資料

- ① (別紙1)個別協議様式 … 2(1)の事業において個別協議を行う場合
- ② (別紙2)個別協議様式 … 2(2)の事業において個別協議を行う場合